

令和7年3月26日 入札公告

令和7年5月12日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事業名：大悲山国有林森林整備事業（間伐）

事業場所：京都市左京区 大悲山国有林

事業内容：保育間伐（活用型）

集造材・運材

仕訳

トラック運搬

1. 入札者注意書
2. 森林整備事業（間伐）請負契約書（案）
3. 契約情報の公表（作業功程及び森林作業道計画図）

京都大阪森林管理事務所

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林整備事業（間伐）請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了 検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
大悲山国有林 森林整備事業 （間伐）	スギ外	ha 20.19 記番別作業 内訳書のと おり	m ³ 1,400 作業工程別 数量内訳書 のとおり	請負金額 円也 （うち取引に係る消費税及び地 方消費税額 円也）	大悲山 国 有 林 2 い 1 林班外 4	大悲山 国有林 山元土場

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82
及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、請負金額に 10／110 を乗じて得た額である。

（注）（ ）の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 8 年 1 月 3 0 日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
○	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 4 項
	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号 1337	2 冊	京都大阪 森林管理事務所	契約締結日

5 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) その他事項 特記仕様書 別紙 1 のとおり
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙 2 のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 3 月 26 日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 102
氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏 橋 亮 介

印

請負者 住 所

氏 名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員の住所及び氏名を記入する。
※共同事業体協定書（写）を添付すること。

別紙 1

特記仕様書

1 伐倒

- (1) 保育間伐搬出見込地における間伐(以下活用型間伐)方法は、材積率35%を上限とする1伐3残の列状間伐とし、残存列内の間伐を含むものとする。

なお、具体的間伐率については監督職員の指示によること。

- (2) それ以外の伐倒木については、定性間伐を基本とし、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置すること。

- (3) 区域内外の残存立木に損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の指示に従い、保護の措置を講ずること。

- (4) 生育する広葉樹については、極力残存させること。

なお、伐採が必要となった場合は監督職員と協議すること。

また、サカキ、シキミ等の中低層木は極力残存させること。

- (5) 事業区域外で支障木が発生する場合には、速やかに報告すること。

2 森林作業道作設

- (1) 路網計画は、十分に踏査を行ったうえで、監督職員等との合議のもと、幅員、排水処理、切土及び簡易構造物など適切に計画すること。

なお、設定した計画どおりの施工が困難となる状況が発生したときは、速やかに監督職員に相談すること。

- (2) 森林作業道の作設に当たっては、森林作業道作設仕様書のとおりとし、監督職員の指示に従うこと。

3 仕訳

- (1) 大悲山国有林から出材する素材は全量を中間土場へ4t車で小運搬を行い中間土場から一般材(420m³)は市場輸送(委託販売)、一般材(390m³)及び低質材は中間土場で販売(システム販売)することから、中間土場で材の品質に応じて仕分けを行い区別して集積すること。

- (2) システム販売とする材については、トラックへの積込みが容易な状態にして集積すること。

- (3) 造材作業に伴い発生した末木枝条等は、一箇所に集積せず、沢地や河川、排水施設等を除く、国有林内の安定した場所に分散、存置させること。なお、作業に伴い、沢等に落下した末木枝条等は放置せず、引き上げた後、滑落防止の措置を講じること。

4 土場

- (1) 製品品質を確保するため、丸太の泥汚れや小口の石噛み等が発生しないよう、留意すること。

- (2) 山元土場及び中間土場については、搬出完了後、堆積した樹皮・枝条等を除去し、清掃及び整地等を行って原状回復すること。

5 数量の確定

数量の確定は委託販売先並びにシステム販売先で行うため、以下の点に留意すること。

- (1) 委託販売については、遅くとも事業期限内における最終市日の検知に間に合うよう、運搬を終わらせること。
- (2) システム販売の低質材については、販売先での重量計測による数量確定となるため、事業期限に余裕をもって数量確定できるよう、販売先と連携をとること。

6 道路使用等

- (1) 各道路について、作業、運搬等により被害を与えないこと。被害を与えた場合は、請負者の負担で修繕すること。
- (2) 通行する道路は道路幅も狭く家屋等から近いことから、山元土場から中間土場までの区間については、4t車にて運搬を行うこと。
なお、トラック運搬に当たって生じた損害については、請負者の負担で修繕すること。

7 境界関係

- (1) やむを得ず国有林野境界付近において、集造材等の作業を行う際は、境界標識の損壊等を回避するための措置を講じること。
- (2) 事業実行に当たって、民有地への伐倒木の倒し込み、末木枝条などの残材や土石の崩落、立木被害を与えないこと。被害を与えた場合は、請負者の責任において補償すること。

8 濁水防止

事業期間を通じ、河川等に土砂が流出しないよう十分な処置をとり、濁水防止に努めること。

9 天候

国有林野事業製品生産事業請負契約約款第22条における「天候不良」とは、同第20条に記載のある、暴風・豪雨・地震・地すべり等のことであり、天災とは認められないような降雨や積雪のことではないことから、積雪が予想される作業地については、積雪に大きく影響される作業を早期に終了させ、事業完了に影響が出ないように努めること。

10 生産性向上モデルへの取組

- (1) 「製品生産事業請負実行管理基準」に定める様式第9号の作業日報は、別紙様式2を参考に作成のうえ提出すること。
- (2) 毎月、作業日報（様式2）を基に「月別工程管理表（別紙様式1）」を作成のうえ、「月別請負進行状況報告書（様式7）」と併せて、翌月5日までに監督職員に提出すること。
- (3) 上記の様式にあたっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差し支えないものとする。
また、監督職員等への報告に当たっては、電子メールでの報告も可とする。

11 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

また、山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平

時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

12 法令等協議について

事業地について、水源涵養保安林の協議成立後に実施すること

13 その他

その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書

材種	作業工程	細目	数量	備 考
立 木	伐倒	保育間伐(活用型)	2,717m ³	
		合計	2,717m ³	
素 材	集造材・運材		1,400m ³	
	内訳	一般材	420m ³	委託市場
		一般材	390m ³	システム販売
		低質材	590m ³	システム販売
		合計	1,400m ³	
素 材	仕訳		810m ³	
		一般材 (委託販売)	420m ³	
		一般材 (システム販売)	390m ³	
		合計	810m ³	
素 材	トラック運搬		1,400m ³	
	内訳	一般材 (委託市場)	420m ³	大悲山 山元土場～ 中間土場
				中間土場～ 株式会社 八木原木市場
		一般材 (システム販売)	390m ³	大悲山 山元土場～ 中間土場
		低質材	590m ³	大悲山 山元土場～ 中間土場
		合計	1,400m ³	

立 木 資 材 内 訳 書

[illegible]

(様式 1 / 署提出用) ※特記仕様書に規定

月 別 工 程 管 理 表

令和 年 月 日

京都大阪森林管理事務所長 殿

事業体名：	契約事業名：大悲山国有林森林整備事業（間伐） 予定生産量：000.00m ³ 事業期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日
-------	--

作業工程		使用機械	前月末累計		○ 月		○月累計		生産性 A／B (㎡/人日)
			実行量 (㎡)	人工数 (人日)	実行量 (㎡)	人工数 (人日)	実行量 A (㎡)	人工数 B (人日)	
実働日 (日)									
主 作 業	伐倒	チェーンソー							
		ハーベスタ							
	木寄・集材	グラップル・集材機							
	造材	プロセッサ							
		チェーンソー							
	運材	フォワーダ							
	巻立	グラップル							
	主作業計								
副 作 業	森林作業道作設 (m)								
	トラック運搬								
	検知								
	準備工・踏査								
	搬出道補修								
	機械整備								
	その他 (林内)								
	その他 (林外)								
	副作業計								
合 計									
生 産 性									

※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び存置部分は除くこと。

様式2 (生産用)

作業日報

(指示・報告・承諾・連絡等記録簿)

日付	令和	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者(現場代理人)氏名						林地保全に関する記録		
監督職員(補助)からの指示事項等 ☐ 指示 ☐ 確認						1 下流域への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。(無しの場合は2以降の記載は不要) ☐ 有 ☐ 無		
監督職員(補助)への報告事項						2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 (原因) (実施年月日) 令和 年 月 日		
監督職員(補助)への報告事項 ☐ 承諾 ☐ 連絡 ☐ 提出 ☐ 協議						3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 (措置内容) (実施年月日) 令和 年 月 日		
その他特記事項						※監督職員から指示を受けた措置の内容 (※指示を受けた場合) (指示日) 令和 年 月 日 (措置内容) (実施年月日) 令和 年 月 日		

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)

1H=0.125人

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業	伐倒 間伐 (存置)
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
出来高数量 (m ³ 、m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル・集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出路 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
出来高数量 (m ³ 、m)									
使用機械	バックホウ	6tトラック 10tトラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐採は「間伐(存置)」に記入すること。

※その他(林内)の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他(林外)の作業とは、機械搬入・撤収、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第1 適用範囲

- (1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- (2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。
ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定金額」による単価契約ではなく、概算契約であることから、事業が完成した場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負契約の数量・金額確定通知書により請負金の精算を行う。

請負契約約款第33条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。

ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

$$\text{間接費確定額} = \frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$$

とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

消費税額＝（直接費確定額＋間接費確定額）× $\frac{10}{100}$ とし、円未満の端数は切捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」及び「請負契約の数量・

金額確定通知書」のとおりとする。

第3 部分払

請負契約約款第38条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left\{ \text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計額} \right\} \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{100}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第4 事故報告書

標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 の休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第5 伐倒

(1) 標準仕様書第27条第1項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第27条第3項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第6 採材

標準仕様書第28条第1項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第7 玉切り

標準仕様書第29条第3項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。

ただし、定めのない場合は、延寸は2～5cmとする。

第8 森林作業道

森林作業道の開設は、標準仕様書第31条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

第9 巻立

標準仕様書第33条第1項に定める巻立基準表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。

ただし、定めのない場合は、監督職員の指示による。

第10 トラック運材

標準仕様書第34条第2項における封印は、一般材の生産が多く見込まれる林齢100年生未満及び人工林スギ・マツ主体林分、小規模・分散林分の一貫請負契約については省略することとし、素材トラック運搬送状の交付のみとする。

第11 実行記録写真管理

標準仕様書第13条の定めによる「製品生産事業請負実行管理基準」の、5(2)実行記録写真管理について、記録写真は伐採方法（皆伐、択伐及び間伐）ごとに提出するものとする。

なお、同一伐採方法に複数の国有林がある場合は、代表的な国有林の記録写真を1組提出するものとする。

第12 損害賠償基準

請負契約約款第62条に定める損害賠償のうち、契約対象物件の損傷で請負者の責に帰すもの（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの）については、次の基準により賠償しなければならない。

(1) 伐倒の拙劣による損害

欠 点 名	損 傷 率
胴 折 れ	90%（立木）
引 抜 け	10%（丸太）
割 れ	10%（丸太）
株 高	10%（立木）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×損傷率×伐倒地点時価＝要賠償金額

(2) 集造材途中に生じた品質低下

欠 点 名	損 傷 率
胴 折 れ	30%（立木）
材 長 不 足	20%（丸太）
割 れ	10%（丸太）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×損傷率×集材地点時価＝要賠償金額

(3) その他の損害で品質低下が1本当たり材価の10%以上低下すると認められるもの。

欠 点 名

トビ傷等の著しいもの

その他品質におよぼす損傷

上記の損傷を与えた場合は、その損傷を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×材価低下率×検収地点時価＝要賠償金額

注１：損害材積とは損傷を受けた丸太の原材積とする。

注２：材価低下率は聞込み等により署長等が算定した額とする。

(4) トラック運材中に生じた損傷による損害

① 損傷による損害

品質の低下に関係ある損傷は１本当りの材価が（１０％以上）低下する次のものをいい数量は材積（立方 m^3 ）をもって表わす。

イ 折 損

ロ 割 裂

ハ その他の損傷

賠償額の計算は次式による。

損傷材積×検収地点時価×（材価低下率）＝要賠償金額

注１：損傷材積は損傷を受けた丸太の原材積

注２：検収地点時価は署長等が算定した額とする

② 亡失によるものの損害（本数を伴うもの）

イ 発送にあたって運送品の寄託が、封印により処理されるときは、到着に際しその封印に異状ある場合のみ賠償の対象とし、その額は次式による。

（発送材積－到着材積）×検収地点時価＝要賠償額

注：発送材積は、当該運送品とほぼ同様（樹種、長径級等）の運送品の既往における１車当り運搬実績に基づいて署長等が決定する。

ただし、署長等は発送材積の決定にあたって既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず寄託物件の樹種、長級、径級および品等別、本数材積について署長等がこれを認定するものとする。

ロ 発送にあたって運送品の寄託が本数または材積を検知して行われる場合は、賠償額の計算は次式による。

亡失材積×検収地点時価＝要賠償額

注１：亡失材積は、発送に当り材積検知を行う場合は、発送材積と到着材積の差とし、発送にあたり本数のみ検知する場合は、（発送本数－到着本数）×１本当り平均材積とする。

注２：１本当り平均材積は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績に基づいて甲が決定する。

ただし、署長等は１本当りの平均材積の決定にあたり既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

注３：検収地点時価は亡失数量の樹種、長級、径級および品等が明らかな場合は、そ

れに基づいて署長等が算定し、樹種、長級、径級および品等が明らかでない場合には、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績により署長等が決定するところによる。

ただし、署長等は検収地点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが不適當と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

森林整備事業（間伐）仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する森林整備事業（間伐）請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

- （１）区域内の対象木は全て伐倒すること。
- （２）下記の採材寸法表により、素材（通直材）が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。

ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りではない。

なお、株式会社八木原木市場運搬分については、元玉末口径 18 cm以上の通直材について、4m材を基本とする。

採材寸法表

樹種	長級	径級	延べ寸	備考
スギ	3. 0m	14cm上	5cm	直材を原則とする。
	4. 0m	14cm上	5cm	直材を原則とする。
ヒノキ	2. 0m	14cm上	5cm	直材を原則とする。
	3. 0m	14cm上	5cm	直材を原則とする。
	4. 0m	14cm上	5cm	直材を原則とする。
	6. 0m	14cm上	5cm	直材を原則とする。

2 伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

- （１）伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。
- （２）かかり木については適切な方法で処理すること。
- （３）ワイヤーロープその他機械器具等、作業終了後、残置することのないよう留意すること。

3 請負数量の確定

- （１）伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- （２）素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払における数量の確定

- （１）伐倒数量
面積按分による材積とする。
- （２）素材数量
生産完了検査場所における検査数量とする。

5 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

森林作業道作設仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、近畿中国森林管理局管内の地形、地質、土質、気象条件、施工事例等を踏まえて定めたものであり、目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な場所に、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設するものとし、作設に当たっては本仕様書によることとする。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては、当該指針によることを基本とする。

(用語の定義)

第2条 森林作業道とは、間伐等による木材の集材、搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。

(規格構造等)

第3条 林業機械等については、9～13トンクラス（バケット容量0.45m³クラス）以下による6m材の搬出を見込むものとする。

2 幅員は3.0m（急傾斜地は2.5m）とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕として0.5m程度（全余裕幅）を付加することができることとする。

3 縦断勾配は、集材、搬出、苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね10°（18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね14°（25%）程度とする。

4 急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けることとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡張するものとする。

また、下り走行時の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

5 横断勾配については、原則として水平とする。

(路線設計等)

第4条 路線計画は、次の事項を検討した路線計画図（1/5000の図面）を作成し提出することとする。

なお、路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出することとする。

2 路線選定に当たっては、人家、施設、水源地等の保全施設を確認し、保全対象に直接被害を与える箇所は避け、地形・地質の安定している箇所を通過するとともに、林道等の接続については地形を考慮した接続方法を適切に決定する。

3 やむを得ず急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土を適正に計画し、現地に適した構造物を設置する。

4 線形は、地形に沿わせた屈曲線形、分散排水を考慮した波形勾配とし環境への影響に

配慮した必要最低限の路網密度とする。

- 5 造材、積込み、造材資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の、作業を安全かつ効率的に行うための平地や空間を適切に配置する。
- 6 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。
- 7 小溪流、沢、湧水が見られる箇所において、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しないものとする。
- 8 土構造を基本とすることから、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配にすることにより、こまめな分散排水を行うとともに、排水先については安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）とする。
- 9 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- 10 地下水の湧水、地形的な条件による地表水の局地的な流入、滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適正な形状及び間隔で、側溝や横断排水施設、水たたき等を設置し、排水する。

（法令等の遵守）

第5条 森林作業道の作設に当たり、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

- 2 施工中にやむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

（施工等）

第6条 施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを十分に行い、路体支持力が得られるよう施工する。構造物は地形・地質、土質等の条件から、必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、残土が発生させないようにする。

- 2 切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1. 5m程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配をよく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、直切りする場合は、土質、近傍の施工事例の状況などをもとに判断する。

- 3 盛土については、以下の各号に留意して施工することとする。

（1）堅固な路体をつくるため、地山を段切りして複数層に基盤をつくった上で、各層ごとに概ね30cm程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、路体の強度を得るものとする。

なお、緊結度の低い土砂土質の場合は、盛土部分と地山を区分しないで、路体全体について盛土を行う。

（2）のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。

なお、盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

(3) 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

4 曲線部については、林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して、曲線部の拡幅を確保する。

5 簡易構造物等については、以下の各号に留意して施行することとする。

(1) 安全の確保や路体の維持に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物や二次製品の設置、石積み工法等により施工する。

(2) 締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、深層の深さに応じて、表土の剥ぎ取り（表土ブロック積工）や深層との混ぜ合わせ（天地返し）等の工夫を施すものとする。

6 排水施設については、以下の各号に留意して施行することとする

(1) 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

(2) 丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

(3) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたき等を設置する。

(4) 小溪流を横断する場合は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。

(5) 排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のあ

る。沢等）を決めておき、適した場所がない場合は側溝等により導水するものとする。

7 立木の伐開幅については、以下の各号に留意して施行することとする。

(1) 開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、気象条件、土質条件及び風衝等を考慮し、必要最小限とする。

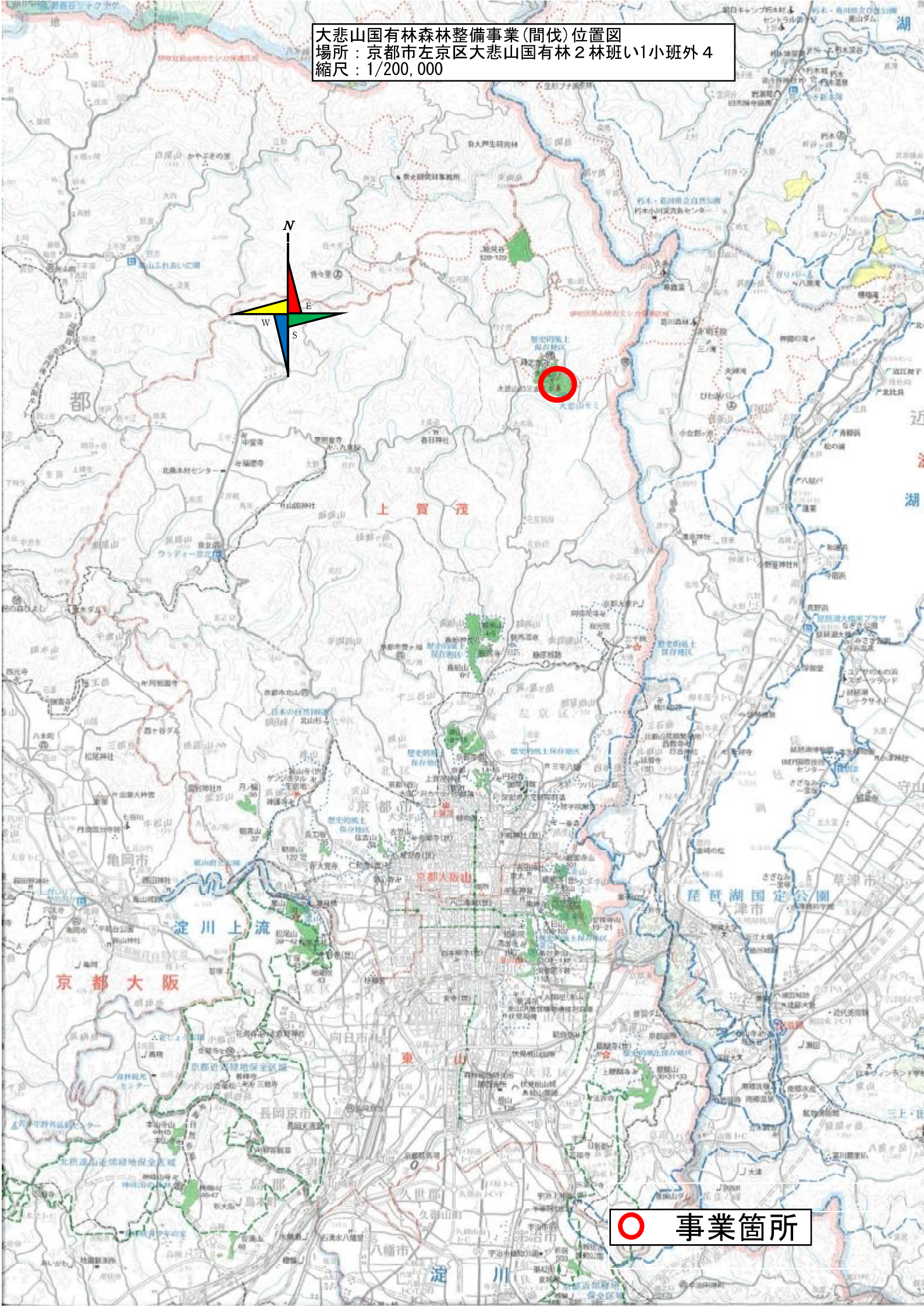
(2) 路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、車両の転落防止のため、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

(その他)

第7条 事業終了時に持続可能な森林作業道の維持管理のため、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の浸食防止処置等を施工する。

なお、谷部等湧水のある箇所に設置した排水溝については原則として開きょとする。

大悲山国有林森林整備事業(間伐)位置図
場所：京都市左京区大悲山国有林2林班い1小班外4
縮尺：1/200,000

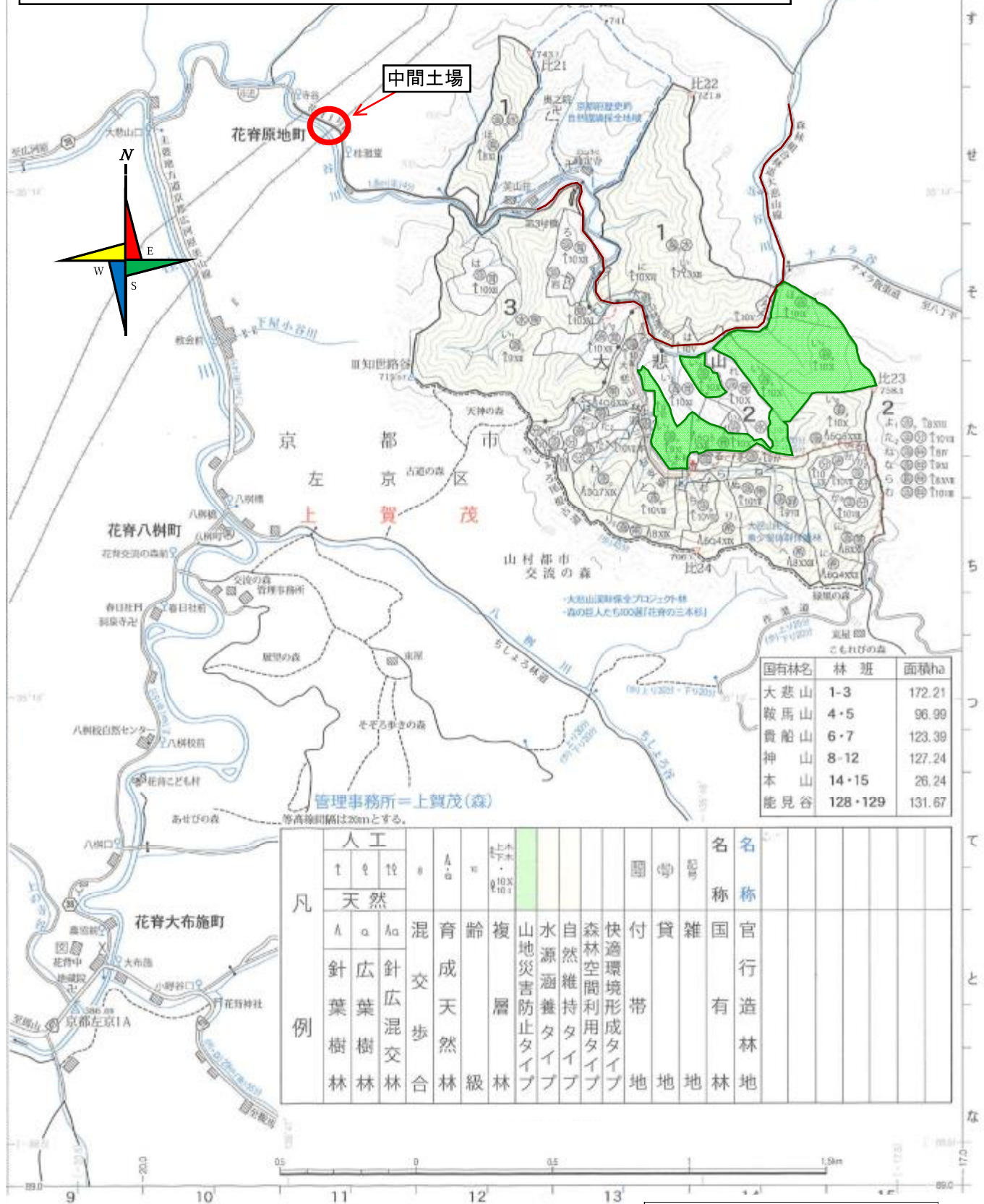


○ 事業箇所

大悲山国有林森林整備事業(間伐)位置図

場所：京都市左京区大悲山国有林2林班い1小班外4

縮尺：1/20,000

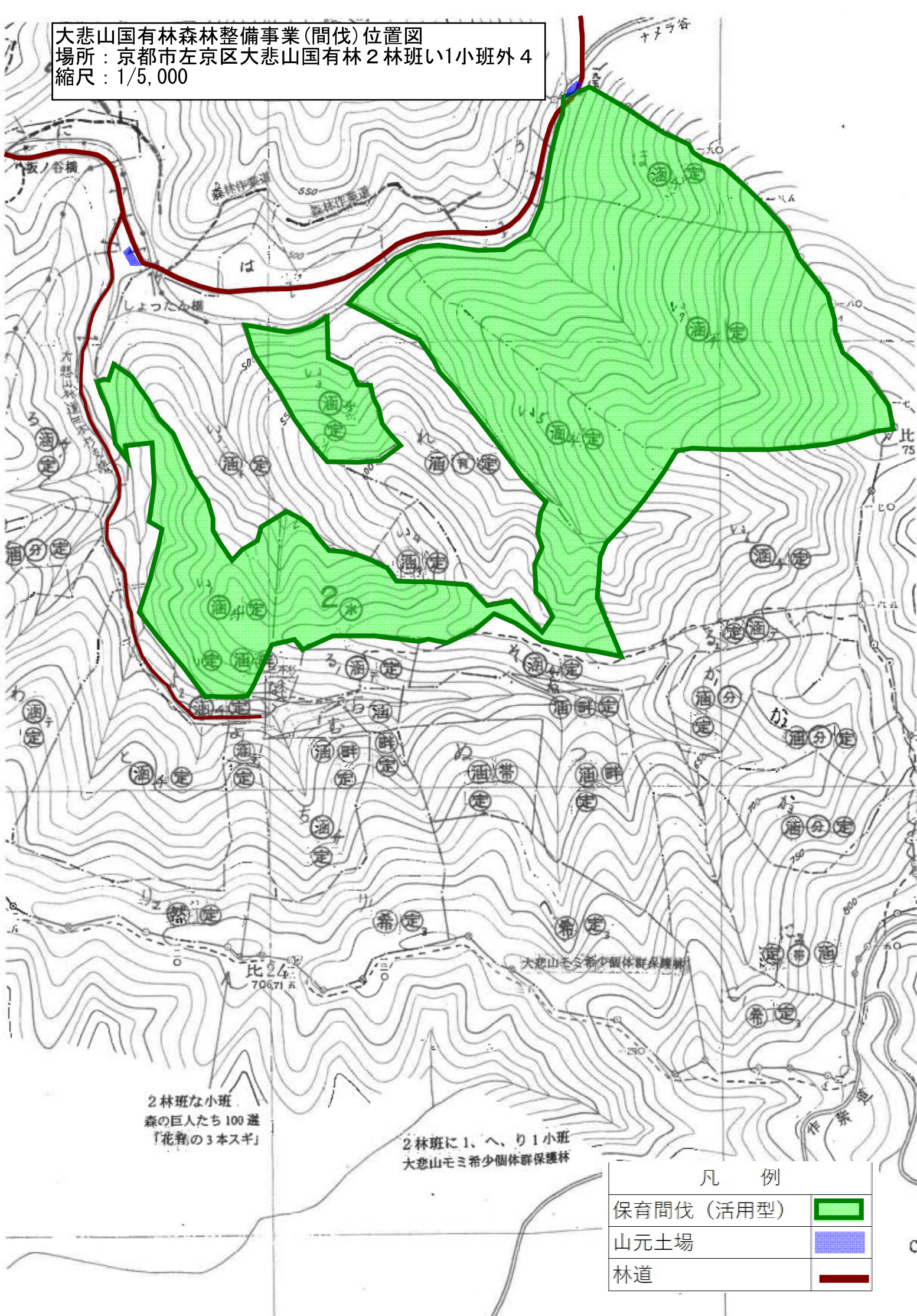


凡例	
保育間伐（活用型）	
林道	

大悲山国有林森林整備事業(間伐)位置図

場所：京都市左京区大悲山国有林2林班い1小班外4

縮尺：1/5,000



2林班な小班
森の巨人たち100選
「花脊の3本スギ」

2林班に1、へ、り1小班
大悲山モミ希少個体群保護林

凡 例	
保育間伐(活用型)	
山元土場	
林道	

契約情報の公表様式

令和7年度 請負事業の作業条件表(素材生産)

事業名：大悲山国有林森林整備事業(間伐)

京都大阪森林管理事務所

[illegible]

契約情報の公表(森林作業道計画図)

場所：京都市左京区大悲山国有林2林班い1小班外4

縮尺：1/5,000

